



子育て世帯生活支援特別給付金

福祉事務所子育て支援係 ☎75-4961

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うために、給付金を支給しています。支給額は児童1人当たり一律5万円です。

ひとり親世帯分

●支給対象者

- ア) 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- イ) 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当を受けていない方
- ウ) 令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

申請期限は令和5年2月28日までです。

●給付金の支給手続き

- ・支給対象者アの該当者
令和4年6月30日に、令和4年4月分の児童扶養手当を受給している口座へ支給済です。
- ・支給対象者イ・ウの該当者
申請が必要です。申請には戸籍謄本、給与明細、令和2年中の所得がわかる所得証明及び年金決定通知等が必要です。対象者ごとに必要書類が異なりますので、詳しくはうきは市ホームページより申請書をダウンロードいただくか、子育て支援係までお越しください。



その他の子育て世帯分

●支給対象者

ア)～ウ)は、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税の方が対象です。

- ア) 令和4年4月分の児童手当、特別児童扶養手当の支給を受けている方
- イ) 令和4年5月から令和5年3月分のいずれかの月の新規児童手当受給者、新規特別児童扶養手当受給者
- ウ) 高校生等を養育する方（平成16年4月2日から平成19年4月1日までの児童を養育する方）
- エ) 令和4年1月以降の家計急変者
令和4年1月以降の家計が急変し令和4年度分の市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下と認められる方

●給付金の支給手続き

- ・支給対象者アの該当者
令和4年7月29日に、令和4年4月分児童手当、特別児童扶養手当を受給している口座へ支給済です。
- ・支給対象者イの該当者
随時こちらから支給予定です。
申請は不要です。
- ・支給対象者ウ・エの該当者
申請が必要です。ウの該当者の方は令和4年度分の所得がわかる所得証明が必要です。対象者ごとに必要書類が異なりますので、詳しくはうきは市ホームページより申請書をダウンロードいただくか、子育て支援係までお越しください。

申請期限は令和5年2月28日までです。

※ひとり親世帯分とその他の子育て世帯分を重複して受給することはできません。

